

## <研究資料>

[野外運動研究班]

# スノースポーツ安全基準コンメンタール

布目靖則 有元崇浩  
坂東克彦

「スノースポーツ安全基準」は、① スキーヤーがスキー場を滑る際に守らなければならないルール、および、② スキー場管理者がスキー場の安全業務を行う際に守らなければならないルールについて定めた国内統一の基準である。全国スキー安全対策協議会が、はじめ「国内スキー等安全基準」という名称で平成元年に制定したものである。その後、平成6年に一回目、平成25年に二回目の改正が行われた。20年近い二度の改正の間、スノーボードやカービングスキーが広く普及するなどスキー場をとりまく環境は大きく変化し、スノースポーツ事故裁判の判例も相応に積み重ねられてきた。こうした状況に対応すべく、平成25年改正では従来の「国内スキー等安全基準」から新たに「スノースポーツ安全基準」へと改称するとともに、内容についても全面的に見直されることとなった。

## はじめに

「はじめに」は、本基準の総則にあたる部分であり、第1章から第4章までの各論を総括する位置づけとなっている。ここには、本基準の基本的な立場や考え方が示されており、目的、適用範囲、取扱いなど基準の骨子となる重要事項について規定されている。

### 1 本基準の目的と適用範囲ほか

この基準は、スキー場におけるスキーヤーおよびスキー場管理者が守るべき統一  
的なルールを定め、両者にその遵守を強く求めることによってスキー事故の発生を  
未然に防止し、スノースポーツの健全な発展に寄与することを目的とする。

## 1-1 目 的

スノースポーツはその特性上、活動に様々な危険が内在するが、これらの危険を可能な限り回避し、事故を未然に防止することによって、スノースポーツの健全な発展に寄与していくことが本基準の目的である。

## 1-2 スノースポーツおよびスキーヤーの定義

スノースポーツとは、スキー・スノーボード・チェアスキーその他の雪上のスポーツや遊びの総称である。また、スキーヤーとは、これらの活動を行う全ての者をいう。

## 1-3 スキー場管理者の定義

スキー場管理者とは、スキー場経営者、スキー場経営者からスキー場の維持・管理について委任された個人・法人・地方自治体・その他の団体のことをいう。

## 1-4 適用範囲

本基準が適用される範囲は、スキー場管理者が存する国内スキー場の管理区域内である。スキー場境界線（いわゆる“boundary”バウンダリー）の外側は管理区域外にあたり、そこで行われる山スキーなどには本基準は適用されない。「スキー場における」と限定的表現を用いているのはこのような理由からである。

また、スキー場管理区域内であれば全国どこのスキー場であっても本基準が適用されるというのが「統一的なルール」の意味であり、たとえ外国籍のスキーヤーであっても日本国内のスキー場を滑る以上は本基準の適用を免れない（p.83, FISルール p.119, スキー場境界線と立入禁止区域 参照）。

## 1-5 安全に向けたスキーヤーとスキー場管理者との協働

スキーヤーは滑走に際し、自己の安全管理を怠ってはならない。他方、スキー場管理者は、スキーヤーの安全確保およびスキー場施設等の安全維持に努めなければならない。新基準では、スキーヤーとスキー場管理者の両者が協働してはじめて安全なスキー環境が実現され得るという基本的立場をとっている。「スキー場におけるスキーヤーおよびスキー場管理者が守るべき統一的なルールを定め、両者にその遵守を強く求めることによってスキー事故の発生を未然に防止し……」とは、このような立場を明確にしたものである。

## 2 スノースポーツの運動特性と自己責任の原則

スノースポーツは、誰でも好きなどころを自由に滑ることのできるスポーツであるが、必然的に危険を伴う。スキーヤーは自己の責任のもとで滑らなければならない。

公共の場であるスキー場を滑る場合、スキーヤーはこの基準に定めるルールを遵守して行動するとともに、他のスキーヤーを尊重しなければならない。

### 2-1 スノースポーツの運動特性と内在危険

スノースポーツは、雪の斜面をスキーやスノーボードなど様々な道具を用いて滑りを楽しむスポーツである。斜面は自然の地勢を利用していることから一定ではなく、雪質・雪面状況は気温や天候等によって時々刻々と変化する。また、滑走には必ずとスピードが伴うし、使用する用具は、長い・重い・硬い・鋭いといった特徴がある。このような運動特性を有するスノースポーツは、「必然的に危険を伴う」ものである。一般に、スポーツ活動に潜在する危険因子は“内在危険”と呼ばれ、『スノースポーツに内在する危険』については本基準第1章にその具体例が示されている（p.88, 内在危険についての例示 参照）。

### 2-2 自己責任の原則

活動に内在危険が伴うのはスノースポーツに限ったことではない。あらゆるスポーツに大なり小なりの危険が内在している。スポーツ参加者は、これらスポーツに内在する危険について十分に承知していなくてはならない。

前述したようにスキー場は、斜度・雪質・雪面状況など人工的に統制しきれない半自然の環境下にある。そのためスノースポーツは、競技場や体育館など人工環境下で行われるスポーツよりも多くの環境的危険を内在している。さらにスピードを伴うことによる固有的（落下という特殊な運動特性による）危険も内在している。スキーヤーは、あらかじめこれら「スノースポーツの内在危険」について理解し、そこから発生する可能性のある結果についてよく承知したうえで「自己の責任のもと（自己責任において）」滑走しなければならない。

#### 参 考

##### 「このスキー場でスキーをなさる方へ（告知）」抜粋

スキー（スノーボード）には次のような特有の危険があることをご承知の上、これをご自分の注意により避けるようにしてください。

- ① 雪・風・霧など，天候による危険
- ② ガケ・凹凸など，地形による危険
- ③ アイスバーン・雪崩など，雪の状態による危険
- ④ 岩石・立木など，自然の障害物による危険
- ⑤ リフト施設・建物・雪上車両など，人工の障害物による危険
- ⑥ 他のスキーヤーとの接触による危険
- ⑦ みずからの失敗による危険

出所：(財)日本鋼索交通協会，(財)全日本スキー連盟，(社)日本職業スキー教師協会，全国スキー安全対策協議会，日本スノーボード協会（平成10年策定）

### 参 考

#### 野沢温泉村スキー場安全条例 第3条（雪上スポーツの特質）

スキー，スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては，冬山の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり，スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面，雪質，コースの変化，混雑状況等に自己の技量，技術を対応させ，スピード，進行方向をコントロールしながら滑走し，自己および他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し，自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。

### 判 例

#### M スキー場 スキーヤー コース外滑走中雪崩死亡事故 長野地裁判決（判例時報1749号）

スキーヤーは，スキーそのものに内在する危険を承知しているものと見なされ，スキー滑走に伴う具体的危険に対しては，当該スキーヤー自身の責任において，危険を予見，回避するなどの安全管理を行い，自己の技量に応じた滑走することに努めるべきである。

## 2-3 スノースポーツの自由性とその限界

何処をどのように滑るかは，本来，スキーヤーの自由である。スノースポーツの運動特性の一つとして，雄大な自然の雪山を思うさま滑ることができるという“自由性”を挙げることができる。しかしながら，「公共の場であるスキー場を滑る場合」，スキーヤーは本基準に定めるルールを遵守するとともに，他のスキーヤーを尊重して行動しなければならない。自分勝手な振る舞いにより，他のスキーヤーの安全を脅かしたり，スキー場の秩序を乱したりするようなことがあっては絶対にならない。スノースポーツを行う際も『私権は，公共の福祉に適合しなければならない（民法第1条）』のは自明である。

### 3 国際基準「FIS ルール」との一体化

この基準は、国際スキー連盟が定めた「スキーヤーとスノーボーダーの行動規範」（以下「FIS ルール」という）と一体をなすものとして解釈・運用される。

国際スキー連盟（FIS）は、世界に共通するスキー場のルールとして『スキーヤーとスノーボーダーの行動規範等』等（通称：FIS ルール）を定めている。

FIS ルールは、次の5つによって構成される。

- I スキーヤーとスノーボーダーの行動規範
- II クロスカントリースキーヤーの行動規範
- III ウィンタースポーツセンターの安全ガイドライン
- IV スキーリフトおよびチェアリフトの安全確認
- V スキーヤーとスノーボーダーのための FIS 環境ルール

このうち、スキー場を滑走するスキーヤーにとって最も重要なのが『I スキーヤーとスノーボーダーの行動規範』である。以下に、その本文および一般的解説を転載する。

#### 参 考

##### スキーヤーとスノーボーダーの行動規範（2002年版）

※は一般的解説

※ 他のすべてのスポーツと同様、スキーは必然的にリスクを伴うスポーツである。FIS ルールは、責任感のある注意深いスキーヤーとスノーボーダーの理想的な行動規範として考えなければならない。これらのルールの目的は、ピステ上の事故の発生を防止することである。FIS ルールはすべてのスキーヤーとスノーボーダーに適用される。スキーヤーとスノーボーダーには、これらのルールを熟知し、尊重する義務がある。この義務を果たさないスキーヤーとスノーボーダーは、事故発生時に民事・刑事責任を問われることもある。

#### 1 他者の尊重

スキーヤーとスノーボーダーは他者を危険にさらしたり、損害を与えることのないよう行動しなければならない。

※ スキーヤーとスノーボーダーは自身の行動だけでなく、自分が使用する欠陥のある用品についても責任を持つ。これは新たに開発された用品を使用するスキーヤーとスノーボーダーにも適用される。

#### 2 スピードとスキーのコントロール

スキーヤーとスノーボーダーはコントロールして滑らなければならない。斜面、雪質、天候

の状況や自らの技術はもちろん、混み具合にも合わせたスピードと滑り方で滑らなければならない。

※ 衝突が起こる原因は、コントロールを失ってスピードの出し過ぎとなるか、他のスキーヤーとスノーボーダーが見えなかった場合がほとんどである。スキーヤーとスノーボーダーは、自分の意思で止まったり曲がったりできなければならない。また、自らの視界が及ぶ範囲内で動かなければならない。混み合っている場所や視界の悪い場所では、スピードを落とさなければならない。特に、急斜面の端、ピステ下部、スキーリフト周辺ではスピードを落とさなければならない。

### 3 滑走ルートを選択

後ろから滑ってくるスキーヤーとスノーボーダーは、前方を滑っているスキーヤーやスノーボーダーを危険にさらすことのない滑走ルートを選ばなければならない。

※ スキーは誰でも好きな所を滑ることのできる自由なスポーツであるが、それにはスキーヤーとスノーボーダーがこれらのルールを遵守し、自らの技術や山の状況に合わせて滑ることが不可欠である。

前方を滑るスキーヤーとスノーボーダーに優先権がある。後ろから同じ方向に向かって滑るスキーヤーとスノーボーダーは、前を滑るスキーヤーとスノーボーダーとの間に十分な距離を確保し、前方のスキーヤーとスノーボーダーが自由に動けるスペースを残しておくなければならない。

### 4 追い越し

追い越されるスキーヤーやスノーボーダーが意識的にも、無意識的にも動けるスペースを残しておけるならば、スキーヤーやスノーボーダーは他のスキーヤーやスノーボーダーを上下左右から追い越すことができる。

※ 追い越しをするスキーヤーとスノーボーダーには、追い越される側のスキーヤーとスノーボーダーに不都合を与えないように追い越し動作を終える全責任がある。追い越し動作が完了するまで、追い越しをするスキーヤーとスノーボーダーにこの責任がある。このルールは、静止しているスキーヤーとスノーボーダーを追い越す場合にも適用される。

### 5 合流と滑走再開

指定コースに合流するスキーヤーとスノーボーダーや、停止した後に再度滑り始めるスキーヤーとスノーボーダーは、自分自身も他のスキーヤーやスノーボーダーも危険にさらすことなく合流できるように、滑走コースの上下を確認しなければならない。

※ ピステへの合流や一度停止した後に滑り出すときが事故の原因となることは、これまでの経験から明らかである。このような状況にあるスキーヤーとスノーボーダーは、自分自身も他のスキーヤーとスノーボーダーも危険にさらさないよう、また他のスキーヤーとスノーボーダーに対して規則3（後ろから滑ってくるスキーヤーとスノーボーダーは、前方

を滑っているスキーヤーとスノーボーダーを危険にさらすことのない滑走ルートを選ばなければならない）が適用される。

## 6 ピステでの停止

やむを得ない場合を除き、スキーヤーとスノーボーダーはピステ上の狭い場所や視界の悪い場所での停止を避けなければならない。そのような場所で転倒したときは、出来るだけ早くそこを立ち退き、ピステを空けなければならない。

※ 幅の広いピステ以外では、ピステの端で停止しなければならない。また、狭い場所や、上方から見えにくい場所で停止してはならない。

## 7 徒歩での登り降り

徒歩で登り降りする場合、スキーヤーやスノーボーダーは、ピステの端を歩かなければならない。

※ 全体の流れに逆らった動きは、他のスキーヤーとスノーボーダーにとって思いがけない障害となる。また、足跡はピステを傷め、それがスキーヤーとスノーボーダーにとって危険となることもある。

## 8 シグナル（標識）やマーキングの順守

スキーヤーやスノーボーダーはシグナルやマーキングを守らなければならない。

※ ピステの難易度は、黒・赤・青・緑で色分け表示されている。スキーヤーとスノーボーダーは自分の滑りたいピステを自由に選ぶことができる。

この他にもピステは、方向を示す標識や、危険箇所や閉鎖箇所の警告サインでマークされている。ピステの閉鎖や危険を示すサインは厳守しなければならない。このようなサインはスキーヤーとスノーボーダーのためにあることに気付くべきである。

## 9 援助

事故が起きた場合、すべてのスキーヤーやスノーボーダーはそれを援助しなければならない。

※ 事故が起きた場合、法的義務とは一切関係なく援助をすべきである。これは全スポーツマンにとって基本的な原則である。迅速な救急処置を施し、関係当局に警戒体制を求め、他のスキーヤーとスノーボーダーを用心させるために事故現場をマークすべきである。

FISとして望むことは、スキーにおけるひき逃げ行為も路上でのひき逃げ事故と同様に扱われ、刑事責任を負うものとなることである。また、そのような法律がまだ施行されていない国においても、然るべき刑罰が加えられることを望む。

## 10 身元の確認

全スキーヤーとスノーボーダーおよび目撃者は、事故の責任の有無を問わず、氏名と連絡先

を交換しなければならない。

※ 事故報告の作成にあたり、目撃者は大変重要である。従って目撃者としての情報提供は、責任ある人としての義務であると考えなければならない。レスキューサービスや警察の報告及び写真は、民事及び刑事責任の裁定に大いに役立つものである。

出所：SAJ 編「日本スキー教程安全編」スキージャーナル（2010年）pp.151-157より抜粋、改編

本基準は、上に示したような FIS ルールと「一体をなすものとして解釈・運用される」とし、国際基準との一体化を明言した。

近年、南半球やアジアはじめ諸外国から多くのスキーヤーが日本のスキー場を訪れている。こうした中、外国人スキーヤーが関係する事故も目立つようになってきた。本条の目的の一つは、海外からのスキーヤーが日本のスキー場で行動する際に、たとえ『スノースポーツ安全基準』を知らなかった、あるいは十分に理解していなかったとしても、国際基準である FIS ルールさえ最低限守って行動していれば本基準に抵触することがないように整合性を保つことである。なお、本基準第2章『スキーヤーの責務』に関するルールは、FIS ルールと齟齬がないよう規定されている。

#### 4 規範性の更なる強化

この基準は、事故が発生した際のスキーヤーおよびスキー場管理者の責任の有無と軽重を判断する基準となる。

現在のところ本基準は、米国における『コロラド州スキー安全法』のように、国内の法律として位置づけられていない。法制化については今後の課題となっていくと思われる。しかしながら、これまでの国内スノースポーツ事故裁判の多くにおいて、過失や注意義務違反を判定する際の判断基準（根拠）として『国内スキー等安全基準（旧基準）』が採用されてきた。したがって、今後の訴訟等においてもスキーヤーあるいはスキー場管理者の法的責任（民事・刑事）が問われる場合には、本基準がその「責任の有無と軽重を判断する基準」となることは間違いない。本条において、改めてこのことを明記することによって本基準の規範性の更なる強化をねらっている。

#### 5 本基準の普及と啓発

スキー場管理者およびスキー場関係者は、この基準にもとづいてスキーヤーの安





写真 1 自然の地勢を利用して行われるスノースポーツ

全確保に努めるとともに、この基準の普及と啓発に努め、安全なスキー場の環境づくりに貢献されたい。

スキー場管理者およびスキー場関係者は、様々な工夫と方法によって「この基準の普及と啓発に努め、安全なスキー場の環境づくり」に取り組むべきである。

スキー場管理者およびスキー場関係者は、スキー場の施設や設備などの対物管理に万全を期すとともに、スキーヤーなどの対人管理についても様々な安全対策を練ってそれを実行しなければならない。対人管理としてまず大事なのが、スキーヤーそして社会に向けて本基準の普及と啓発に努めることである。これによって高い安全意識を持ったスキーヤーを育ててスキー場に徐々に安全風土を拡げていき、スキーヤーの行動側面から事故発生を抑制していくような取り組みの契機とすることが期待される（p.115, 情報の提供 p.120, 注意事項の掲示 参照）。

## 第1章 スノースポーツに内在する危険

本章より各論の部となる。その冒頭にあたり『スノースポーツに内在する危険』について次のように例示している。スキーヤーは、あらかじめこれらの内在危険について良く理解し、危険回避に向けて自己の安全管理を尽くしたうえで滑走しなければならない。また、スキー場管理者は、スキーヤーの安全確保に懈怠なきよう努めなければならない（p.81, 自己責任の原則参照）。

## 1 内在危険についての例示

スノースポーツには内在する以下の危険がある。

- ① 降雪・吹雪・降雨・濃霧など天候にともなう危険  
ホワイトアウト（天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況）を含む
- ② 崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険
- ③ アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険  
ツリーウェル（樹木の傍に空いた深い穴）、ツリーホール（春先など雪解けにともなわない樹木のまわりに露出した地面）なども含む
- ④ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険
- ⑤ リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険
- ⑥ 雪上車両との衝突の危険
- ⑦ スノーパークの利用にともなう危険
- ⑧ スキーヤーのスピードの出し過ぎによる危険
- ⑨ 自己転倒による危険
- ⑩ 他のスキーヤーとの衝突による危険
- ⑪ 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険
- ⑫ 不適切な用具の使用などによる危険
- ⑬ その他、これらに類する危険

本条①～⑫に挙がっているスノースポーツの内在危険は、あくまでも例示である。⑬に示される通り、内在危険には「その他、これらに類する危険」も含まれることに留意しなくてはならない。スキーヤーは、一般的にこれら内在危険を十分に承知したうえで活動しているものと見なされる。ただし、他者（他のスキーヤーやスキー場管理者など）の一方的な過失にもとづく危険についてまでもスキーヤーが甘受すべき理由はない。

ところで、スキー場における事故は、ここにあるような危険が単独作用して発生する場合と複数が相互作用して発生する場合とがある。後者の場合には、当然、前者よりも重大な結果に結びつく危険度が高い。



写真 2 コース脇にできたクラック（割れ目）。  
コース上からは視認しにくいこともある。

### 1-1 米国コロラド州スキー安全法にみる内在危険

下表は、米国『コロラド州スキー安全法』に定義される『スキーに内在する危険』である。内容としては、本基準に示される内在危険とほぼ同じである。

#### 参 考

##### コロラド州スキー安全法33-44-103 定義 (3.5)

「スキーに内在する危険リスク」とは、スキーというスポーツの一部である危険やコンディションをいい、具体的には下記のものが含まれるがこれに限らない。

- ・気象の変化、現在もしくは変化する雪の状況、例えばアイスバーン（氷結した雪面）、ハードパック（固い圧雪）、パウダー（新雪）、バックパウダー（踏み固められた新雪）、ウインドパック（風で固められた雪）、コーン（ざらめ雪）、クラスト（表層部が氷結した雪）、スラッシュ（べた雪）、カットアップ・スノー（踏み荒らされた雪）、人工雪
- ・雪面もしくは雪面下の状況、例えば露出箇所、下草、岩、切株、川床、崖、エクストリーム・トレイン、樹木その他の自然物及びそれら自然物との衝突
- ・リフト支柱、標識、柱、フェンス、柵囲い、給水栓、水道管、あるいはその他の人工工作物とその一部との衝突
- ・自然現象、またはゲレンデデザイン、人工降雪、圧雪作業による斜度や地形の変化（道路、フリースタイル・トレイン、ジャンプ台、キャットウォーク（山道）、その他地勢の変更を含む）
- ・他のスキーヤーとの衝突
- ・その他、スキーヤーがその能力の範囲内で滑走することができなかったこと

スキーに内在する危険とリスクには、C.R.S. 33-44-104(2)に規定するスキー場事業者の過失は含まれない。本項の規定は、スキーリフトの使用、操業により発生した負傷については、何らスキー場事業者の賠償責任を限定するものと理解されるべきではない。

## 1-2 国内死亡事故の態様からみた内在危険

下表は、我が国スキー場におけるスノースポーツ死亡事故の態様を類型化したものである。これらは、実際の事故事例から帰納的に導き出された『スノースポーツに内在する危険』として理解することができる。

### 参 考

#### スノースポーツ死亡事故の類型

1989年から20年間に発生したスノースポーツ死亡事故286件（スキー176件，スノーボード110件）のデータからみた死亡事故態様の類型

- ① 自己転倒
- ② 対物（立木に）衝突
- ③ 対物（岩・石・氷塊などに）衝突
- ④ 対物（ネット・ネット支柱に）衝突
- ⑤ 対物（リフト・照明などの支柱に）衝突
- ⑥ 対物（降雪機・建物等に）衝突
- ⑦ 対物（ロープ・竹矢束等と）交錯
- ⑧ 対人（スキーヤー・スノーボーダー・その他と）衝突
- ⑨ 転落（沢・貯水池・水路等）
- ⑩ 転落（駐車場・道路等）
- ⑪ 転落（コース外・ツリーウェル・ツリーホール等）
- ⑫ ジャンプ・着地失敗
- ⑬ 圧雪車・雪上車・スノーモービル事故
- ⑭ リフト事故
- ⑮ 雪崩
- ⑯ 深雪・新雪に突っ込む
- ⑰ エッジによる動脈切断
- ⑱ その他（持病など）

出所：布目靖則・坂東克彦他「スノースポーツ重大（重傷・死亡）事故のデータベース作成」中央大学保健体育研究所紀要〔28〕pp.29-42より抜粋，一部改編（スキー場外の雪崩事故などを除外して再集計）

①～⑱は、死亡事故につながる可能性が高い内在危険といえることができる。死亡事故の発生件数は、スキーでは、②対物（立木に）衝突，①自己転倒，⑧対人（スキーヤーと）衝突の順であり、スノーボードでは、①自己転倒，②対物（立木に）衝突，⑫ジャンプ・着地失敗の順であったと報告されている。

## 第2章 スキーヤーの責務

第2章は、スキーヤーがスキー場を滑走する際に遵守しなければならないルールについて定めている。これらのルールに違反して事故を起こしたスキーヤーは、場合によっては法的（民事・刑事上の）責任を問われることもある。

### 1 滑走にあたって

- (1) スキーヤーはスノースポーツに内在する危険を予測し、危険を回避しながら滑走しなければならない。
  - (2) スキーヤーは常に視界のおよぶ範囲内で動き、いつでも止まったり曲がったりできなければならない。
- スキーヤーがこのような滑走をしていれば、衝突事故のほとんどは防止できる。

「滑走にあたって」は、スキーヤーが滑走時に果たすべき基本的注意義務について示している。スキーヤーがスキー場を滑走するにあたって最も大事なものは、①予見、②結果回避、③前方注視、④スピードコントロールの4つの義務を果たすことである。

#### 1-1 予見義務と結果回避義務

スキーヤーは、スキー場において自身と他のスキーヤーの安全を脅かさないよう「危険を予測し、危険を回避しながら」滑走しなければならない。

危険を予測すべきことを予見義務といい、危険回避に向けた対処行動をとるべきことを結果回避義務という。通常の注意を払っていれば予見あるいは結果回避できたにもかかわらずこれを十分に尽くさないで事故を起こしたスキーヤーは、“注意義務違反”あるいは“過失あり”となり、場合によっては法的責任を負わなければならない。

#### 判 例

##### T1スキー場 スノーボーダー コース外転落死亡事故

##### 長野地裁判決（判例時報1868号）

スキーヤー等はスキー等そのものに内在する危険を十分承知しているものと認められ、スキー等滑走に伴う具体的危険については、当該スキーヤー等自身の責任において危険を予見回避するなどの安全管理を行い、自己の技量に応じた滑走することに努めるべきである。

## 1-2 前方注視義務とスピードコントロール

「スキーヤーは常に視界のおよぶ範囲内で動き」とは、スキーヤーの前方注視義務について指摘したものである。スキーヤーは、滑走中はいかなるときも前方注視を怠ってはならない。

また、スキーヤーは、近くに危険があるところや危険が予測されるときには徐行し、止まったり曲がったりすることによって自身に迫りつつある危険を回避しなくてはならない。「いつでも止まったり曲がったりできなければならない」とは、その前提となる的確なスピードコントロールの必要性について指摘したものである。

滑走中はいつでも前方を注視しながら的確にスピードコントロールすることによってスキーヤーが自ら危険に近づいていかないことが、スキー場における事故の未然防止に最も有効である。

ところで、前方注視していれば大抵のことは予見できるし、スピードコントロールしていればほとんどの危険回避はできるので、両者は予見義務と結果回避義務を果たすための要件として捉えることもできよう（p.97, 徐行義務 参照）。

### 判 例

#### T2 スキー場 スノーチューブ（そり） リフト支柱衝突重傷事故

##### 東京地裁判決（判例タイムズ1180号）

スキー、スノーボード、そり等は、自然の地形を利用しながら滑走するスポーツ又は遊技であり、滑走すること自体が他者や施設との衝突等の様々な危険を伴うので、ゲレンデを滑走する者には、自らの技量及び用具の性能に応じてコースを選択し、スピードや方向をコントロールした上で滑走し、コントロールを失った場合には、自ら危険回避措置を採り、またこのような措置を採ることが可能な範囲で滑走することが要求される

## 2 リフト搭乗にあたって

- (1) リフト搭乗者とは、リフトに搭乗しているスキーヤーだけではなく、搭乗するために待機しているスキーヤーや搭乗し終えたばかりのスキーヤーを含む。
- (2) リフト搭乗者は、掲示板の注意書を読み、これに従って搭乗しなければならない。搭乗に不安を感じるスキーヤーは、その旨を係員に申し出て、必要な援助を得なければならない。

### 2-1 リフト搭乗者

[定義] 「リフト搭乗者とは、リフトに搭乗しているスキーヤーだけではなく、搭乗するため

に待機しているスキーヤーや搭乗し終えたばかりのスキーヤーを含む。」

リフト事故で多いのは、乗り損ないや降り損ないによるものである。これらのときに行われるリフトの非常停止は、他の搭乗者の転落事故を引き起こすことがある。リフト搭乗者は、自身と他の搭乗者の安全についても責任を持たなければならない。

## 2-2 リフト利用時の注意

リフト搭乗者は、乗り場付近に設置されている「掲示板の注意書を読み、これに従って」正しい乗り方をしなければならない（下表参照）。また、「搭乗に不安を感じるスキーヤーは、その旨を係員に申し出て、必要な援助を得なければならない」。

### 参 考

#### リフト利用時の注意

あなたの行動は、あなたと他の利用者全員の安全に関わっています。リフトの利用に当たっては、責任と義務をとまいません。次のことを守ってください。

##### <乗車時>

- 1 リフト利用に不安な場合は、申し出て下さい。
- 2 「のりば」の表示位置でスキー、ボードを正しく前に向けて待機してください。
- 3 乗りそこねたら、直ぐにリフトから離れてください。
- 4 スキーヤーは、ストックがとなりの人の迷惑にならないように注意してください。
- 5 リュック等はヒザにのせ、衣服等のヒモにも注意してください。
- 6 ボーダーは、流れ止めをつけ、ハイバックをたたんでください。

##### <乗車中>

- 1 セイフティーバーを下ろし、深く腰をかけてください。
- 2 乗っている時は、次のことを行わないでください。
  - (1) イスを揺らすこと。
  - (2) イスから飛び降りること。
  - (3) イス上でふざけたり、後ろを向いたりすること。
  - (4) スtock等で柱などにさわること。
- 3 リフトが止まっても飛び降りないでください。

##### <降車時>

- 1 「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐ進んでください。
- 2 降りられなかったら、そのままイスに座っててください。

-----  
係員の指示に従ってください。

出所：(財)日本鋼索交通協会 索道事故防止委員会策定（平成16年1月30日通知）

上記『リフト利用時の注意』の本文には、読み仮名や絵表記が追加されていることがある。

また、スノーボーダーが使用しない場合、あるいはセーフティーバーの設備がない場合、上記本文から当該部分の文言が削除されている。

### 3 標識・指示の遵守

スキーヤーは、スキー場にある標識・掲示や場内放送、コースマップに記載されている注意書・警告、パトロール等スキー場係員の指示に従って行動しなければならない。

スキー場管理者は、「標識・掲示や場内放送、コースマップに記載されている注意書・警告」など様々な方法で、スキーヤーに向けて滑走制限や注意喚起を呼びかけている。また、現場で「パトロール等スキー場係員」から緊急避難的な指示が出されることもある。いずれもスキーヤーの安全確保を目的とするためであり、スキーヤーは滑走にあたりこれらの標識や指示等に従って行動しなくてはならない。

#### ・標 識

スキー場管理者は、スキー場の適所に標識を設置し、スキーヤーの行動に制限を与えたり注意深く滑走することを求めている。全国スキー安全対策協議会では『全国統一スキー場標識

### 参 考

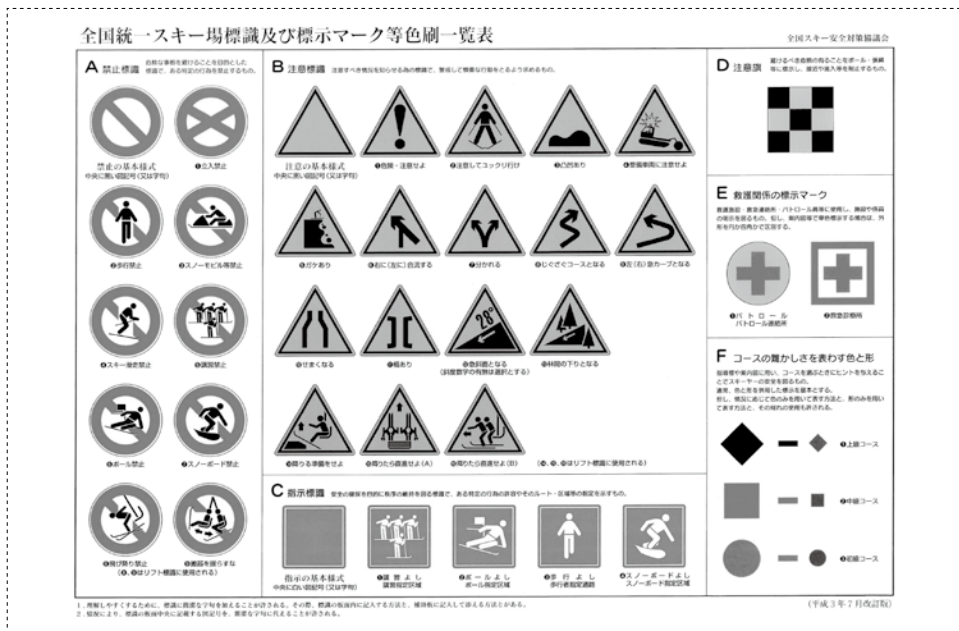


図 1 全国統一スキー場標識及び標示マーク等



マーク』を定めており、これらは、禁止標識・注意標識・指示標識の3種に分類できる。スキーヤーはあらかじめそれぞれの標識が意味する内容を理解し、設置場所付近ではこれらに従って行動しなければならない。

#### ・看 板

看板には、標識のように全国統一様式はないため、スキー場によってその外観が異なっていることがある。しかし、掲示内容はどのスキー場でもほぼ共通のものである（ただし、「スキー場独自の呼びかけ」は除く）。

スキーヤーは特に「スキー場内にあるリフト券発売所、スキースクール受付、スキーヤーが最初に乗るリフト乗り場（本基準第3章2参照）」に設置されている看板の注意事項（本基準第3章3参照）を必ず確認し、掲示内容に従って行動しなければならない。

また、インフォメーション・ボードなどには、スキー場管理者からの即時的な情報が掲載されるため、スキーヤーはこれらの情報源も積極的に活用して安全な滑走に努めるべきである（p.115, 情報の提供 p.120, 注意事項の掲示）。

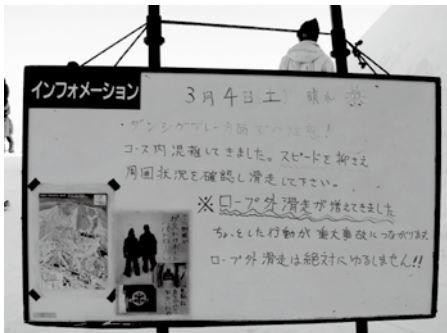


写真3 インフォメーションボード①



写真4 インフォメーションボード②



写真5 コース脇のネット①



写真6 コース脇のネット②

#### ・コースマップ記載の注意事項（ローカルルールなど）

コースマップには、スキーヤーが守るべき統一的なルールの他に、その「スキー場独自の呼びかけ」（いわゆるローカルルール）などが記載されていることがある。ローカルルールは当該スキー場において優先適用されるものなので、スキーヤーはその記載の有無について確認し、もし記載があるときには必ずこれを守らなくてはならない（p.115、スキー場独自の呼びかけ 参照）。

#### ・場内放送・パトロール員による指示等

場内放送やパトロール員による指示等は、コース状況の急変などスキーヤーに注意喚起や緊急避難が必要なときに行われる。スキーヤーは、放送内容やパトロール員の指示・説明に注意深く耳を傾けるとともに、放送あるいはパトロール員から避難誘導など何らかの指示があったときには速やかにこれに従わなければならない。

#### ・ネット・ロープ・竹矢来（たけやらい）による注意喚起

ネット・ロープ・竹矢来は、その先に危険があることを知らせるスキー場管理者からの“警告”である。スキーヤーは、これらの規制を越えたり、近づきすぎてはならない。

## 4 禁止行為

スキーヤーは以下の行為をしてはならない。

- ① コース外を滑走すること
- ② 閉鎖中のコースに立ち入ったり、滑走したりすること
- ③ 立木・リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの間近を滑走すること
- ④ 他のスキーヤーの間近を滑走すること
- ⑤ 他のスキーヤーの滑走を妨げること
- ⑥ 圧雪車（ゲレンデ整備車）を含む全ての雪上車両に近づくこと
- ⑦ リフトの運行を妨げること
- ⑧ 飲酒や薬物等の影響により、心身が正常でない状態で滑走すること
- ⑨ 長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりすること
- ⑩ その他、これらに類する行為

スキー場においてスキーヤーが「してはならない」ことを禁止行為として例示している。これらはスキーヤーが、自身と他のスキーヤーの安全のために、そしてスキー場管理者の安全業務を妨げないために必ず守らなければならない事柄である。

なお、条文を簡条書きとしているのは、第一に、スキーヤーが読みやすいようにするためであり、第二に、スキー場管理者がスキーヤー向けの看板や注意書を作成する際に簡潔かつ明瞭に内容を提示できるようにするためである（p.97、徐行義務 参照）。

## 5 徐行義務

スキーヤーは、以下の状況の下では徐行しなければならない。

- ① 徐行の標識があるところ
- ② 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
- ③ シーズン初めや春先など積雪が十分でないとき
- ④ 降雪・吹雪・濃霧・日没時などで視界が悪いとき
- ⑤ ホワイトアウト（天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況）のとき
- ⑥ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物に近づいたとき
- ⑦ リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの人工の工作物に近づいたとき
- ⑧ コースの合流地点やコースが狭いところ
- ⑨ コースの脇や末端に近づいたとき
- ⑩ リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
- ⑪ コースが混雑しているとき
- ⑫ キッズエリア（子供用ゲレンデ）に近づいたとき
- ⑬ 業務のために出勤しているパトロールや運行している雪上車両に近づいたとき
- ⑭ その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき

本条は、スキーヤーが徐行すべき場面（徐行すべき「とき」や「ところ」）について具体的に例示している。これらは、禁止行為（本基準第2章4）に準ずる危険場面である。

スキーヤーは、危険に近づいたとき「徐行」しなければならない。滑走にあたってスキーヤーが果たさなければならない基本的義務の一つとして「いつでも止まったり曲がったりできなければならない（スピードコントロール）」があるが、これは危険に近づいた際に徐行する

ための前提条件でもある (p.92, スピードコントロール p.96, 禁止行為 参照).

## 6 滑走時の義務

- (1) 滑り出し・流入・横断のときは、上方からのスキーヤーを優先させる。
- (2) 滑走中は前方のスキーヤーの動向を注視し、前方のスキーヤーとの間に安全な距離を保つ。
- (3) ゲレンデ内で立ち止まったり、登り・降りをするときは、コースの端を利用する。
- (4) 業務のために出勤しているパトロールや運行している雪上車両があるときは、その運行を優先させ、進路を空けて停止または徐行する。
- (5) スキーヤーは流した滑走具で他の人に危害を与えないよう用具に流れ止めをつける。
- (6) 深雪を滑走する際には、万が一雪に埋まった場合に呼吸の確保が出来るように予めストックの手皮から手を外しておく。また、ツリーウェルに落ち込まないよう大木の間近を滑走しない。

本条は、禁止行為、徐行義務のほかにスキーヤーが滑走の際に守らなければならない義務を明示している。

ここにある義務のうち (4) と (6) を除いては、『FIS ルール』(前掲)あるいは『スキー場の行動規則』(下表)に定められたルールと内容的に合致するものである。

### 参 考

#### スキー場の行動規則

- 1 他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはならない。
- 2 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- 3 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- 4 追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
- 5 滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければならない。
- 6 コースの中で座り込んではいけない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎まなければならない。転んだときはすばやくコースをあけなければならない。
- 7 登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- 8 スキーやスノーボードには、流れ止めをつけなければならない。

- 9 掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示には従わなければならない。
- 10 事故に出あったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

出所：（財）日本鋼索交通協会，（財）全日本スキー連盟，（社）日本職業スキー教師教会，全国スキー安全対策協議会，日本スノーボード協会（平成10年10月策定）

以下，(4) と (6) について補足する。

#### ・パトロールと雪上車両の優先

パトロール員による救急あるいは安全維持業務が滞ると，結局はスキーヤー自身が不利益を被ることになるため「業務のために出動しているパトロール」があるとき，スキーヤーはこれを優先させなければならない。

また，雪上車両が運行しているとき，スキーヤーは「その運行を優先させ，進路を空けて停止または徐行」しなければならない。雪上車両との衝突は，重傷・死亡など重大事故につながる危険性がある。雪上車両が営業時間内に運行するのは，救急や緊急の場合がほとんどであるため，スキーヤーはこれを妨げないよう協力しなければならない。他方，雪上車の運行にあたっては，スキー場管理者および運転者に本基準第3章6（2）に示される義務が課されており，これらを遵守したうえで安全な運行を心掛けるべきなのはいうまでもない（p.96，禁止行為 p.97，徐行義務 p.124，雪上車両の運行 参照）。

#### 参 考

##### スキー場の雪上車に関する注意

#### 1 スキーヤー自身の細かな注意点

スキー場の雪上車はときおり，スキーヤーが大勢すべっている最中や悪天候の際にも出動しなければならない。スキー場営業における雪上車の運転手の義務にかかわらず雪上車は運転しにくいこと，およびその運転手は周囲を十分にいつも見渡せるわけではないことを，スキーヤーは絶えず念頭に置いておくこと。

#### 2 間隔を保つ

操業中の雪上車に，スキーヤーは近よりすぎないようにする。安全な間隔は視界がよいときでも前方後方15m，横3mを下まわってはならない。

#### 3 ぶら下がらない

視界がよくて間隔保持が可能なときだけ，スキーヤーは雪上車のあとについて滑っても良い。ただし，雪上車などは急激に停止する場合があるから，よく注意すること。上手なスキー

ヤーといえども、雪上車には決してぶら下がってはいけない。

#### 4 ときどき目につかないことがある

雪上車は見通しのきかない場所でも作業しなければならない。その場合、急にスキーヤーの目の前に現れたりする。当然、スキーヤーは前をよく見渡してすべるしかない。

#### 5 雪上車はずり落ちる場合がある

急斜面では雪上車がずり落ちる可能性もある。したがって、雪上車の下側にいるスキーヤーはよく気をつけて十分な間隔をあけなければならない。

#### 6 雪上車に優先権がある

雪上車がスキーヤーを先に通すのではなく、その反対である。したがって、スキーヤーは雪上車がどの方向へ進むか、また方向を変えるのではないかと、絶えず確かめる必要がある。せまい場所では雪上車が通りすぎるまでとまって待っていたほうがよい。

出所：杉山進（監修）児玉栄一（訳）「シュビンゲン オーストリアスキー教程」実業之日本社（1982年）より抜粋



写真 7 深雪滑走



写真 8 ツリーウェル



写真 9 ネットで仕切られたパーク

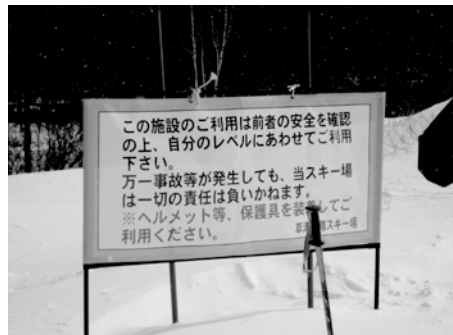


写真 10 パーク内に設置された掲示板

#### ・深雪およびツリーウェルの注意

コース内であっても、スキーヤーが深雪滑走を楽しめるようコースマップに明示のうえ非圧雪エリアを残しておくスキー場が増えている。深雪滑走には、深雪やツリーウェルにはまって身動きできなくなる危険がともなうため、十分な技能を有していないスキーヤーはこうしたコース状況下を滑走すべきでない。深雪を滑る際には「万が一雪に埋まった場合に呼吸の確保が出来るように予めストックの手皮から手を外しておく。また、ツリーウェルに落ち込まないよう大木の間近を滑走しない」等の注意がスキーヤーに求められることになる。

圧雪エリアであったとしても短時間に積雪がかさんで圧雪作業が追いつかないことも稀にある。こうした際、スキー場管理者はコース閉鎖や規制などの措置を講じてスキーヤーの安全を確保しなければならないのはいうまでもない。

## 7 スノーパーク利用上の義務

スノーパークの滑走者は次のことを守らなければならない。

- (1) 掲示板などの注意書に従う。
- (2) 自らの能力と技術の範囲内で滑走する。
- (3) 着地点の周囲の安全を確認してからスタートする。
- (4) ヘルメットその他必要な防具を着用する。

スノーパークは、スキーヤーの滑走に供するためスキー場管理者によって管理されているスキー場施設の一部であり、本基準第3章4に示される通り、その区域はロープ・マット等によって一般コースとは区別され、ゲレンデマップにその所在が明示される。スノーパーク内には、スキーヤーがジャンプやトリックなどを楽しむためのハーフパイプやキッカー（ジャンプ台）と呼ばれる人工的に作られたアイテムが設置されている。

スノーパークでの滑走には、特殊な滑走技術や空中での姿勢保持など高度の調整力が要求されるため、ここを滑るスキーヤーは自身および他のスキーヤーの安全のため特別な注意を払わなくてはならない。本条は、スノーパーク利用者が果たすべき義務として、滑走時に求められる一般的な注意義務のほかに、(1)～(4)に示す特別事項を付加している。特にジャンプは、ひとたび踏み切って空中に飛び出してしまうと途中で着地点を変えることができないので、着地点での転倒や衝突を避けるため「着地点の周囲の安全を確認してからスタートする」ことが必要である（p.121, スノーパークの管理 参照）。

## 8 引率者・指導者の責務

- (1) 引率者・指導者とは、個人やグループまたは団体をスキー場に案内し、スキーヤーを指導・監督・介護する者をいう。
- (2) 引率者・指導者は、この基準に定めるルールを率先して守らなければならない。
- (3) 指導者は受講者に滑る技術を教えるだけでなく、この基準に定めるルールおよび安全に滑走する方法をも指導しなければならない。
- (4) 指導にあたっては天候や雪質・コースの状況等を考慮したうえ、受講者に不適切な課題を課したり、雪崩などの重大な危険に遭わせてはならない。

引率者・指導者が担うべき安全管理上の役割は広範にわたるが、その中でも特に重要度の高い事項について本条に示している。

引率者・指導者がなすべき注意の程度は、対象（引率される者や受講者）の年齢や技術レベルによって異なる。一般に、子どもや初心者などの引率・指導において、より細やかな配慮・説明・師範等が求められることになる。

FISでは、『ウィンタースポーツセンターの安全ガイドライン』の中に『スキースクール・インストラクター・ガイド』を定めている。

### 参 考

#### Ⅲ ウィンタースポーツセンターの安全ガイドライン

##### E スキースクール・インストラクター・ガイド

- 1 スキースクール・インストラクター・ガイドは、スキーを安全に滑る方法を生徒に指導しなければならない。すなわち、スキーテクニックとスキーヤーとスノーボーダーの行動規範の両方を指導することである。
- 2 スキースクールは、スキーレベルに合わせた生徒のクラス分けに責任を持つ。
- 3 スキースクール・インストラクター・ガイドは、天候や雪の状況を特に考慮に入れ、生徒が自らの能力を超えるリスクを冒すことを決して許してはならない。
- 4 インストラクターは生徒に対し、指導中であってもビステにおいては何ら特別の優先権はなく、常にスキーヤーとスノーボーダーの行動規範を尊重すべきであることを注意しなければならない。

出所：SAJ 編「日本スキー教程安全編」スキージャーナル（2010年）pp.151-157 抜粋

### 8-1 引率者・指導者の定義

〔定義〕「引率者・指導者とは、個人やグループまたは団体をスキー場に案内し、スキーヤー



を指導・監督・介護する者をいう。」

具体的には、ガイド、スキースクールの指導者、学校教育の引率者・指導者、社会教育の引率者・指導者などがこれにあたる。有給か無給（ボランティア）かは問わず、引率あるいは指導を任されたことが明らかな場合、これらの者は全て本条にいう「引率者・指導者」にあたる。

## 8-2 率先垂範

まず、引率者・指導者自身が「この基準に定めるルールを率先して」守り、安全に行動することが何よりも重要である。そのため引率者・指導者は、あらかじめ本基準の内容について熟知していなければならない。

引率者・指導者は、業務中に自身がルールを犯したり、受講者らがルールに違反するのを許したりするようなことがあっては絶対にならない。たとえ引率・指導していないときであってもルールやマナーを守って行動し、一般スキーヤーの良き手本となることが期待される。有資格者および引率・指導を任されるような立場にある者がスキー場を滑走する際にはそれが業務外の滑走であったとしても、一般スキーヤーよりも高度の注意義務が課せられていることを理解しておく必要がある。

### 判 例

#### T3 スキー場 大学実習参加のスキーヤー2名 閉鎖コース滑走中雪崩死亡事故

#### 長野地裁判決（平成24年11月2日）

被告人は、大学の集中講義の指導者であり、初心者・初級者に対するスキー指導を担当していたのであるから、このような業務者として、当然に、国内スキー等安全基準のスキーヤーの安全基準、引率の安全基準等の知識を有していることが義務付けられるというべきである（なお、上記国内スキー等安全基準の内容は、特殊な専門的知識・知見に基づく特殊なものというのではなく、スキーヤーやスキー場関係者が守るべきルール、常識といったものである。）。

## 8-3 安全指導・安全教育

「指導者は受講者に滑る技術を教えるだけでなく、この基準に定めるルールおよび安全に滑走する方法をも指導しなければならない」とし、安全指導・安全教育の必要性を説いている。指導者は、受講者が自ら危険を予測してその危険を回避できるよう基本技術を教えることはもとより、事故防止や救急に関する知識やノウハウなどを教える安全指導（教育）の機会も積極的に取り入れていかなければならない。とりわけ、本基準第2章『スキーヤーの責務』につい

て少なくともその要点について受講者に理解させ、それを行動次元で実践できるよう指導すべきである。

#### 8-4 適正課題と危険回避

指導者は、講習にあたって受講者の技量・体調・疲労・動機など内的要因を考慮するとともに、「天候や雪質・コースの状況等」外的要因についてもあわせて考慮したうえで適正な課題を選択して受講者に提示できなければならない。

また、指導者は、標識・掲示、コースマップに記載されている注意書・警告に従って行動するほか緊急を告げる場内放送等にも注意して、受講者を「雪崩などの重大な危険」から保護しなければならない。何より、指導者本人が、推移していく天候・雪面・コース状況などに常に気を配り、コースに異常が認められるときには直ちに指導者としての判断にもとづく最善の対処行動によって危険回避し、受講者を第一次的に保護すべき義務を負っていることを自覚すべきである。

### 9 受講者の責務

- (1) 受講者はスキー場において他のスキーヤーに対して何の優先権も持たない。
- (2) 受講者は引率者・指導者の指示や注意に従うだけでなく、自らこの基準が定めるルールを守って行動しなければならない。

スクールや学校・社会体育等での講習を通してスキーヤーが正しい技術や知識を効率的に身につけることは、安全にスノースポーツを実践することに資するため、積極的に推奨されるべきである。しかしながら、スキー場利用者は、技術や知識を習いに来る「受講者」だけではない。それぞれの技量に応じて自由に滑走を楽しみに来るスキーヤーの数の方が圧倒的に多い。本条は、受講者が一般スキーヤーに対して何ら優先権を持たず、受講者であっても一般スキーヤーと同様に様々な責務を果たすべきことを明示している。



写真 11 講習風景①



写真 12 講習風景②

## 9-1 受講者と一般スキーヤーとの関係

受講者であっても一般スキーヤーと同じように、本基準第2章『スキーヤーの責務』に定められたルールを遵守しなければならない。受講者が引き起こす問題として、周囲の動向をよく確認しないままスタートを切ったり、整列がなされずに大人数でコースを塞いでしまったりして一般スキーヤーの滑走の妨げとなるケースが散見される。しかし、受講者は他の一般スキーヤーとの関係において「何の優先権も持たない」。上述の例では、受講者が順次滑走するときのスタートは「滑り出し」にあたるので上方からのスキーヤーを優先させなくてはならないし、受講時の整列は「立ち止まり」にあたるのでコース端を利用しなくてはならない。

## 9-2 受講者自身による安全管理

指導者による指導が適正になされていれば、受講者の行動が本基準に違反することは基本的にない。しかし、いったん滑り始めると本人以外の者がその滑りをコントロールすることができないのがスノースポーツの特性である。スキーヤーは、たとえ受講中といえども引率者・指導者の指示や注意に従うだけでなく、「自らこの基準が定めるルールを守って」主体的に安全行動をおこなう習慣を身に付けなければならない。例えば、指導者のスタート合図があっても受講者自身が自分の目で周囲（特に上方）を確認してから滑り出す、斜行などコースを大きく横切るような練習では滑っている受講者自身が上方からのスキーヤーの動向に注意しながら行動する等である。

### 判 例

**K スキー場 専門学校実習参加のスキーヤー 衝突重傷事故  
東京地裁判決（平成15年2月28日）**

原告は、本件事故当時、既に成人に達しており、また、5日間にわたって「スキー指導法」の授業を履修していたのであるから、このような生徒に対してスキーの実習の指導をする専門学校の教員においては、当該生徒が初歩の滑走技術を習得した後は、自由な滑走を許すことが直ちに危険に結びつくような状況にない限り、生徒の自発性に応じ、生徒が自己の状況判断に基づいて行動することをある程度期待し、それを前提とした適切な指導監督をすれば足りるものと解される。

## 10 子供の保護者・付添人の責務

- (1) 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせてはならない。
- (2) 保護者・付添人は子供に対して、スキー場で守るべきルールについて教えなければならない。

子供は、危険感受性・判断能力・体力などに劣るのが一般である。スノースポーツには多くの危険が内在するため、子供のスキー場利用は、できるだけ保護者あるいは付添人同伴のもとに行われるべきである。

保護者・付添人は、子供の体力・技量に応じた無理のないコースを選択し、行動中は常に子供の動向に注意を払いながらその引率と安全指導とに責任を持たなくてはならない。特に幼年あるいは初心者の場合、(スクールを有効活用することなども選択肢に入れて)キッズエリアなどの初心者専用コースを滑らせることが推奨される。

### 参 考

#### 「このスキー場でスキーをなさる方へ(告知)」抜粋

- 3 保護者の目の届かない所でのお子さまの単独行動は、お止めください。

出所：(財)日本鋼索交通協会、(財)全日本スキー連盟、(社)日本職業スキー教師協会、全国スキー安全対策協議会、日本スノーボード協会(平成10年策定)

### 10-1 危険からの子供の保護

まず、子供が事故に遭わないよう「保護者・付添人は子供の能力」を正確に見極める必要がある。能力の見極め(評価)は、技術のほか、性格、動機(やる気)、体力、体調等についても行うべきである。そして、子供の回避能力を超えるような危険が予見されるときは、滑走を禁止したり制限したりしなくてはならない。また、子供は大人よりも集中力が途切れやすく、ときに大人が想定しないような突飛な行動をとることもあるので、行動中は常に監視を緩めることのないようにする必要がある。また、注意を与えるときは抽象的な言葉がけを避け、できるだけ具体的な言葉がけをするよう心掛けるべきである。

### 10-2 子供への安全指導(安全教育)

子供の理解力は、発達(年齢)に応じてかなり違いがある上、個人による差もある。保護者・付添人は、それぞれの子供の理解力に合わせて「スキー場で守るべきルールについて教えなければならない」。"スキー場で守るべきルール"とは、本基準第2章『スキーヤーの責務』

に定めるルール，少なくともその要点のことを指す。

やがては自立したスキーヤーへと育て上げていくという長期的な教育観点からすれば，子供の判断力や経験値が増していくに従って《保護・監視 → 支援 → 自立》へと段階的に導いていけるような安全指導（教育）を行っていくことが理想である。

## 11 競 技 者

- (1) 競技者とは，現に競技に参加しているスキーヤーだけでなく，競技に参加するために練習をしているスキーヤーや競技前の足慣らしをしているスキーヤーも含む。
- (2) 競技中の安全管理については，競技主催者が責任をもつ。

本条（1）において，競技者とは「現に競技に参加しているスキーヤーだけでなく，競技に参加するために練習をしているスキーヤーや競技前の足慣らしをしているスキーヤーも含む」と定義し，同（2）において，「競技主催者」が競技会の安全管理に責任を持たなければならないことを示した。

競技会はスキー場の全部または一部のコースを使って実施される。特に一部コースのみで実施される場合，競技主催者は，スキー場管理者との連携を保ちながら，一般コースと競技会場との境界をネット・ロープ等によって明示し，必要があればさらに誘導員を配置するなどして，一般スキーヤーや競技観戦者が誤って競技場内へ入り込むことがないようにしなければならない。また，掲示や場内放送等を利用して，競技が開催されるコースおよび時間帯，競技にともなう各種規制などについて広く情報提供し，スキーヤーへの周知徹底をはからなければならない。

競技会の開催・中断・中止に関する意思決定，競技方法の取り決め，競技運営，メディカルなど競技会を構成するに必要なマネジメントの全てについて競技主催者が責任を持ち，スキー場管理者は競技主催者から依頼があったときにこれを補助する役割を担う。

ところで，本条（1）に規定されるような競技者が，一般コースを滑る際に果たすべき注意義務は，引率・指導者のそれに準ずるものであり，一般スキーヤーよりも高度の注意義務があるものと理解されるべきである。

### 参 考

#### コロラド州スキー安全法 33-44-103 定義 (2)

「競技者」とは，現に競技または特別イベントに参加しているスキーヤーおよび競技または特別イベントのためにスキー場事業者により提供されている区域内においてトレーニングあるいは練習しているスキーヤーをいう。